

**令和4年度新潟地方最低賃金審議会  
第2回新潟県最低賃金専門部会議事要旨**

開催日時	出席状況
令和4年8月3日 13時30分～16時50分	公益3/3 労働者側2/3 使用者側3/3
<p>主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より中央最低賃金審議会の目安額を伝達した。</li> <li>・全体での審議後、労使別個別協議を行い、双方から引上げ額の提示があった。</li> </ul> </li> <li>2 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回第3回専門部会開催を8/4と決定した。</li> </ul> </li> </ol> <p>主な意見の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働者側委員の主張 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計費には今年に入ってから急激な物価上昇も考慮しなければならない。</li> <li>・地域間格差について、新潟県の最低賃金の近隣県と比較しての低さは、新潟県が人に選ばれず、人口の社会減の一因にもなりかねない。</li> <li>・雇用形態間格差の是正。最低賃金と高卒初任給の整合性が必要である。</li> <li>・労働者の賃金と賃金の支払い能力について、今年の春闘の賃上げ状況を見ると、月例賃金は5,345円、2.05%と、ここ15年で一番高い引き上げ水準にある。</li> <li>・中賃目安においても、第4表の賃金上昇率は今年4月以降の消費者物価指数の上昇が十分勘案されていない可能性がある点に留意が必要と示されている。</li> <li>・本年6月の有効求人倍率は、コロナ禍前の水準に回復しており、その他の各種経済指標から、全体として企業の支払能力は、昨年度以上にあると考える。</li> <li>・最低賃金を含む賃金の引上げについては、今まで以上に国の支援等が必要。</li> <li>・+35円の引上げの894円を提示した。</li> </ul> </li> <li>2 使用者側の主張 <ul style="list-style-type: none"> <li>・改定額は、最低賃金の三要素について、県内の状況を可能な限り客観的な統計や調査等に基づき検討し、地賃として自主的に決定したい。</li> <li>・中賃公益見解は、企業の支払能力の厳しい現状が十分反映されたとはいえず、物価下落時の考え方や物価停滞下の昨年度の目安額についての説明もない。</li> <li>・コストプッシュインフレ下で企業収益が圧迫される中、最低賃金近傍の生活困窮者に対する社会的支援の検討もなく、コロナ禍が続く中、中小・小規模事業者を狙い撃ちしてしわ寄せするものである。</li> <li>・今年4月以降の消費者物価指数の上昇が十分勘案されていない可能性がある点に留意が必要と示されているが、賃金が物価動向に連動するかの様な認識は誤り。</li> <li>・生活保護の最低生活費に物価上昇分を加えても、現在の最低賃金が上回る。</li> <li>・中小企業の支払能力は限界を超えている。今後の景気回復がなければ会社をたたむか、低賃金労働者から解雇していくしかない。</li> <li>・改定にあたり、助成金等の支援の情報が届かない、要件に合致せず利用できない事業者もいる。中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、再度、政府に強く要望する。</li> <li>・+11円の引上げの870円を提示した。</li> </ul> </li> </ol>	